

システム売買実施細則

株式会社堂島取引所

システム売買実施細則

(目的)

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）の業務規程第3条第3項の規定に基づき、システム売買に関し必要となる事項を定める。

(売買注文の種類)

第2条 当社の開設する商品市場（実物取引を除く。）における売買注文の種類は、値段（現物先物取引及び限日現金決済先物取引における値段をいう。以下同じ。）又は数値（指数先物取引における数値をいう。以下同じ。）を指定する売買注文に限るものとする。

(売買注文の約定条件)

第3条 売買注文を発注するときは、次の各号に掲げる条件を指定できるものとする。

- (1) 登録する時点において、当該注文が全量約定しない場合にあっては、未約定の数量が登録されるFill and Store条件
- (2) 登録する時点において、当該注文が全量約定しない場合にあっては、未約定の数量が失効されるFill and Kill条件
- (3) 登録する時点において、当該注文が全量約定しない場合にあっては、全部の数量が失効されるFill or Kill条件

(売買注文の有効期限等)

第4条 売買注文は、取引参加者（業務規程第101条第1項に規定する取引参加者をいう。以下同じ。）が当該売買注文を登録した計算区域（業務規程第4条第2項に規定する計算区域をいう。以下同じ。）の日中立会（業務規程第5条第1項第1号に規定する日中立会をいう。以下同じ。）終了後に効力を失うものとする。

(売買注文の発注)

第5条 取引参加者は、売買注文を発注する場合は、売買注文入力装置（業務規程第8条に規定する売買注文入力装置をいう。）から、個別の売買注文ごとに次に掲げる事項を当社の中央処理装置（業務規程別表に規定する中央処理装置をいう。以下同じ。）に発注するものとする。

- (1) 種別（新規、取消又は訂正の別）
- (2) 取引種別
- (3) 上場商品構成品又は上場商品指数
- (4) 限月

- (5) 売買区分
 - (6) 数量
 - (7) 値段又は数値
 - (8) 約定条件
 - (9) 委託区分（自己又は委託の別。以下同じ。）
- 2 当社は、前項の規定に基づく売買注文を受け付け、又は登録したときは、その内容を取引参加者に通知するものとする。
- 3 取引参加者は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を直ちに確認するものとする。

（売買注文の数量の追加又は値段の訂正時における登録時刻）

第6条 取引参加者が中央処理装置にすでに登録されている売買注文の数量の追加又は値段の訂正を行った場合は、当該時刻を業務規程第15条第3項第2号又は第36条の2第3項第2号における登録時刻とする。

（個別競争売買における約定値段）

第7条 業務規程第15条第2項に規定する約定値段又は同規程第36条の2第3項に規定する約定数値は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 売注文が登録されているときにおいて、当該値段又は数値より高い値段又は数値を指定した買注文は、最も低い値段又は数値の売注文から対当し個々の値段又は数値で売買取引を成立させるものとする。
- (2) 買注文が登録されているときにおいて、当該値段又は数値より低い値段又は数値を指定した売注文は、最も高い値段又は数値の買注文から対当し個々の値段又は数値で売買取引を成立させるものとする。

（気配状態の配信の方法）

第8条 業務規程第16条又は第36条の3に規定する売買注文の状況（以下「気配状態」という。）の配信は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 売りの気配状態は、登録されている最も低い値段又は数値を第一順位とし、当該値段又は数値における合計数量を配信するものとする。
- (2) 買いの気配状態は、登録されている最も高い値段又は数値を第一順位とし、当該値段又は数値における合計数量を配信するものとする。

（委託区分訂正）

第9条 業務規程第18条又は第36条の5に規定する委託区分の訂正は、対象となる売買約定が成立した計算区域に係る日中立会の属する日の午後4時40分までに行うものとする。

(売買玉明細の届出)

第10条 業務規程第41条第1項又は第46条の4に規定する売買玉明細の届出は、対象となる売買約定が成立した計算区域に係る日中立会の属する日の午後4時40分までに行わなければならない。ただし、当該届出を行うことが困難と当社が認める場合は、当社がその都度定める時限までに行うものとする。

(売買注文の発注管理)

第11条 取引参加者は、売買注文を発注する場合にあっては、一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を禁止する制限を当社が提供する売買システムにより行うものとする。

(注文伝票)

第12条 第5条第1項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、自己の取引に係る注文伝票に新規又は決済の別を記載するものとする。ただし、受託取引参加者が自己の注文を発注し、同一限月の両建玉となった場合に売買注文入力装置によりあらかじめ定めた方法により建玉を処理する場合を除く。

(変更又は廃止)

第13条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前のシステム売買実施細則（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。

附則（令和6年8月6日）

この細則の変更は、令和6年8月13日から施行する。

附則（令和6年10月31日）

- 1 この細則の変更は、令和6年11月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。